

雇用破壊

派遣法改正案を問う

「私の勤める派遣会 約一万二千人の社員社では、採用しても採 用しても女性が毎年数 百人もやめていく。賃 金と仕事がつり合わな いからです。派遣労働 には女性差別が根本に ある気がする」

銀行が100%出資 する人材派遣子会社に 正社員として勤める佐 藤知子さん(仮名)は、

銀行が100%出資 グ)、コンピュータ 事務、金融商品の営業 など、正社員並みの仕 事は、会社に登録する 一日の勤務時間はフ ルタイムの人で七時 間。残業手当やボーナス支給の対象となる週

専ら派遣 女性に格差

グループ内派遣 規制 現行の労働 者派遣法では、企 業の派遣子会社が労働局な どの調査に「グループ外企 業にも営業努力したが、親 会社しか派遣先が見つから なかった」と弁明すれば、 専ら派遣、とみなされな い。同法改正案は「8割規 制」で改善を図るが、労働 者の待遇向上には結び付か ないため、労働側は「正社 員と均等の待遇を保障すべ きだ」と主張している。

四十時間は超えないよ うになっている。さら には年収も扶養控除内 にも試験の連続だけど、 (百三万円以下)に収 派社員は待遇が低い 日数も十八日に抑えら れている。

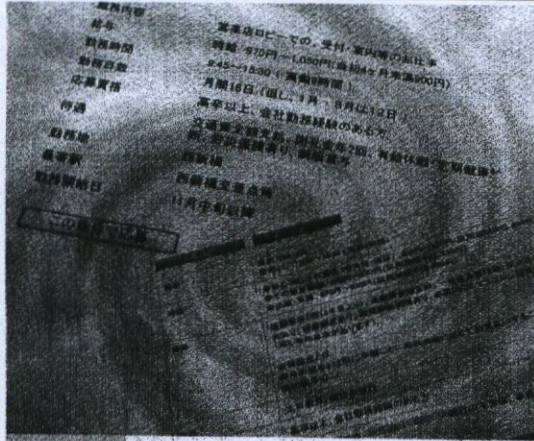
「家計の補助のため 人件費や社会保障負 担を抑えるため、親会 身では絶対に生活でき ない水準」と佐藤さん、 派遣子会社が採用 既婚者や実家暮らしの 独身者に限っているの はそのためだ。「離 婚者と分かって採用が 取り消された女性もい た」という。自立する には別の仕事を掛け持 しなければならぬ。

正社員と同じ仕事を しながら、年収百万円 こそこの派遣社員た ち。佐藤さんは「派遣 社員は社内試験に合格 社は社内試験に合格

の受け皿になっ いた。安いコストで労働 力を容易に調整する露 骨なやり方」と強く批 判する。

グループ内派遣の横 行で広がった働く女性 の待遇格差。派遣法改 正案は「グループ内派 遣は派遣社員全体の八 割以下にする」と初め て具体的に規制した が、逆に八割までは 経済界と行政のなれ合 がお墨付きを与えた

多いとされ、さながら 第二人事部」となっ ている。 派遣労働に詳しい永 嶋里枝弁護士は「派遣 遣子会社は女性労働者 法は男女雇用機会均等 法と同じ一九八六年に 施行された。当時から 金融機関を中心に、派



銀行子会社の派遣会社の求人案 内。この条件で働いても年収は 〇〇万円程度。写真はイメージ。

野放し 社員の代替常態化